

(別紙3) 審査基準

審査基準(一次審査用)

評価項目		評価基準	配点
企業概要	信頼性	会社の機密保持体制があるか。	10
	受注実績	同種業務において、十分な受注実績を有しているか。	20
一次審査計			30

審査基準(二次審査用)

評価項目		評価基準	配点
基本方針	基本方針の確立	事業の目的を踏まえた受託業務の考え方や具体的な取り組み方法が明確に示されているか。	10
企画提案内容	実施体制	管理責任者や担当者等の適正な人数配置や市と提案者の適正な役割分担が、具体的に提示されているか。	10
		市民からの問い合わせ窓口を設置し、配布漏れ世帯への再配布等、迅速に対応できるか。	10
	進捗管理	作業項目、作業工程及び作業期間が適切かつ具体的に示されているか。	10
	配布計画	配布漏れ等なく、計画通りに配布するための工夫があるか。	10
		配布部数の変更等に対して、配布計画を柔軟に変更できるか。	20
		空き家の判断基準を設けているか。	5
	追加提案	有益な追加提案により、利用者(市民)にとって利便性が高い内容になっているか。	20
プレゼンテーション	資料作成能力	提出された資料は、文章表現、レイアウト等が分かりやすく整理されているか。	5
	説明能力	説明内容は資料に基づいた内容で分かりやすいか。	10
	質問対応	質問に対する回答が的確・誠実であるか。	5
見積内容	提出見積額	価格点の配分(15点)×最低見積額/提出見積額 (小数点以下四捨五入。提出見積額が委託上限額を超えている場合は、価格点は算出せず、失格とする)	15
二次審査計			130
合計			160

最低基準点	一次審査及び二次審査の点数の合計が、総合計点の6割に満たない場合は失格とする。		
	一次審査合計点	30点	
	二次審査合計点	130点	
	総合計点	160点	
	最低基準点	96点(6割)	